

※ 詳細は原文をご確認下さい。

<http://www.consumersinternational.org/news-and-media/news/2013/04/japan>

消費者庁は、消費者団体が支持する、認定を受けた消費者団体が事業者に対して集団訴訟を提起することを可能にする新たな法案を検討している。同様の制度は既にEUで導入されており、また米国にはより強力なクラス・アクション制度が存在している。

K C' sによると、法案は近い将来閣議決定される見込みである。

これまでの制度の下では、消費者は相当程度の損害を被っても自ら賠償請求をするほかなく、費用や時間がかかるため、結局多くの者が泣き寝入りしている。2006年以降には、選ばれた消費者団体が消費者のために差止請求をすることができるようになったものの損害賠償請求はできなかったため、消費者はなお一人で戦わざるを得ない状況に放置されていた。

前述の動きは、日本における消費者の権利の明らかな前進であるにもかかわらず、事業者団体はこれに反対し、2013年3月25日に制度の実現を遅らせようと緊急提言を公表した。この提言をしたのは7つの事業者団体であり、在日米国商工会議所、アメリカ商工会議所法改革機関、欧州ビジネス協会、BUSINESS EUROPEが日本の代表的な事業者団体である日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会とともに提言している。彼らは、新たな法律案は検討不足であり日本経済再生に悪影響を及ぼすと主張している。しかし、消費者団体はこれに強く反発し、新たな制度は何年も検討を重ねられたものであって拙速ではないと指摘している。

制度案は最近になってようやくまとめられたものであるが、消費者の被害回復のための新たな法制度の必要性は2006年以降指摘されており、2009年に消費者庁が発足した際には3年を目途に措置を講じるとされていた。さらには2007年7月にはOECDが加盟各国に消費者被害救済のための制度導入を提言していた。

事業者団体による3月25日の緊急提言以前から、在日米国商工会議所は、消費者庁が検討している制度に特に批判的であり、その際、米国のクラス・アクション制度の弊害を引き合いにしていたが、日本の制度案は米国のクラス・アクション制度とはかけ離れたものである。

消費者団体は、このような批判は日本の制度案が米国の制度とは全く異なるものであるという事実を無視するものであり、日本の制度案は弊害が生じないよう種々の配慮がなされたものであると指摘している。

加えて、消費者団体は、日本の消費者政策をヨーロッパや米国の事業者団体が妨害することに不満を感じている。

K C' sはC Iのメンバーである全国消費者団体連絡会やNCOS(標準により消費者の利益を増進するコアグループ)を含む日本の多くの消費者団体とともに、日本政府がこの新たな法案を実現することを強く望んでいる。

K C' sは「日本の消費者活動もまた経済の早期再生を望むところであるが、しかしながら、それは消費者の権利を犠牲にして実現されるべきものではない。根拠のない「おそれ」を主張してこの制度案を妨害することは、責任ある事業者団体が成熟した社会においてとるべき態度ではない。」と言っている。

CIは、最近の報告書「世界における消費者保護の現状」において、多くの国において、さらに効果的な消費者被害回復制度の発展の余地があると指摘したところである。世界中のC Iメンバーは、損害賠償のための個別訴訟より効果的な訴訟制度として集団訴訟制度が多くの国に導入されることを支持している。